

令和 7 年第 2 回
対馬市議会臨時会議案



対 馬 市

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第11号））	3別冊
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））	5別冊
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	7別冊
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	9別冊
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（5号））	11別冊
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号））	13別冊
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）	15
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	25
承認第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	29
承認第 10号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市地籍調査推進協議会条例の一部を改正する条例）	33
報告第 1 号	令和6年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について	35
報告第 2 号	令和6年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	37
報告第 3 号	令和6年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について	43
同意第 8 号	対馬市教育委員会委員の任命について（当日配布）	
同意第 9 号	対馬市監査委員の選任について（当日配布）	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 11 号）

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 4 号）

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第 3 号）

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市税条例の一部を改正する条例

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

対馬市税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分とする。

令和 7 年 3 月 3 1 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成 1 6 年対馬市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項及び第 5 項並びに第 9 条第 3 項第 2 号及び第 5 項第 4 号中「同条」を削る。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「第 9 条」を「前条」に改める。

第 1 1 条第 6 項第 3 号中「同条」を削る。

第 1 8 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をと

ることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 23 条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 31 条第 4 項中「同条」を削る。

第 34 条の 2 中「同条第 1 項」を「同項」に、「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改め、「特定非営利活動促進法」の次に「（平成 10 年法律第 7 号）」を加え、同条第 6 項中「第 5 項」を「前項」に改め、同条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「所得税法」を「同法」に改め、「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 51 条第 1 項第 5 号中「地方自治法」の次に「（昭和 22 年法律第 67 号）」を加える。

第 6 1 条第 8 項中「前各号」を「前各項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確

認するために必要な措置を受けなければならない。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「及び第 1 9 条の 4」を削る。

附則第 1 0 条の 2 第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 1 5 項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

1 4 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 1 0 条の 4 及び第 1 0 条の 5 を削る。

附則第 1 0 条の 6 第 1 項中「附則第 1 6 条の 4 第 1 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 1 項」に、「附則第 1 6 条の 4 第 6 項」を「附則第 1 6 条の 2 第 6 項」に改め、同項第 1 号中「附則第 1 2 条の 6 第 1 項第 3 号」を

「附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「附則第 16 条の 4 第 1 項」を「附則第 16 条の 2 第 1 項」に、「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」を「令和 7 年度分及び令和 8 年度分」に改め、同条第 3 項中「附則第 16 条の 4 第 4 項」を「附則第 16 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号及び第 5 号中「附則第 16 条の 4 第 3 項」を「附則第 16 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 16 条の 4 第 9 項」を「附則第 16 条の 2 第 9 項」に改め、同条を附則第 10 条の 4 とする。

附則第 14 条中「第 13 条」を「前条」に改める。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次頁において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻きたばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻きたばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条

の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。) の 0. 35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0. 1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の対馬市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けべきこの条例による改正前の対馬市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、対馬市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 対馬市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 13 号

専 決 処 分 書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分とする。

令和 7 年 3 月 31 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成 16 年対馬市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

第 25 条第 1 項第 3 号イ（ア）中「健康保険法」の次に「（大正 11 年法律第 70 号）」を加え、同号イ（イ）中「船員保険法」の次に「（昭和 14 年法律第 73 号）」を加え、同号イ（ウ）中「国家公務員共済組合法」の次に「（昭和 33 年法律第 128 号）」を、「地方公務員等

共済組合法」の次に「（昭和３７年法律第１５２号）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 1 4 号

専 決 処 分 書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分とする。

令和 7 年 5 月 3 0 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成 1 6 年対馬市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 8. 2」を「1 0 0 分の 8. 3」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 2. 7」を「1 0 0 分の 2. 8」に改める。

第 7 条の 2 中「8, 3 0 0 円」を「8, 5 0 0 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「7, 1 0 0 円」を「7, 3 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「3, 5 5 0 円」を「3, 6 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「5, 3 2 5 円」を「5, 4 7 5 円」に改める。

第 9 条中「9, 5 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改める。

第 2 3 条第 1 項第 1 号ウ中「5, 8 1 0 円」を「5, 9 5 0 円」に改め、同号エ（ア）中「4, 9 7 0 円」を「5, 1 1 0 円」に改め、同号エ（イ）中「2, 4 8 5 円」を「2, 5 5 5 円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 7 2 8 円」を「3, 8 3 3 円」に改め、同号オ中「6, 6 5 0

円」を「6, 790円」に改め、同項第2号ウ中「4, 150円」を「4, 250円」に改め、同号エ（ア）中「3, 550円」を「3, 650円」に改め、同号エ（イ）中「1, 775円」を「1, 825円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 663円」を「2, 738円」に改め、同号オ中「4, 750円」を「4, 850円」に改め、同項第3号ウ中「1, 660円」を「1, 700円」に改め、同号エ（ア）中「1, 420円」を「1, 460円」に改め、同号エ（イ）中「710円」を「730円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 065円」を「1, 095円」に改め、同号オ中「1, 900円」を「1, 940円」に改め、同条第2項第2号ア中「1, 245円」を「1, 275円」に改め、同号イ中「2, 075円」を「2, 125円」に改め、同号ウ中「3, 320円」を「3, 400円」に改め、同号エ中「4, 150円」を「4, 250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 1 0 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市地籍調査推進協議会条例の一部を改正する条例

専決第 15 号

専 決 処 分 書

対馬市地籍調査推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分とする。

令和 7 年 3 月 31 日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市地籍調査推進協議会条例の一部を改正する条例

対馬市地籍調査推進協議会条例（平成 16 年対馬市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「建設部管理課、北部建設事務所及び中対馬振興部地域振興課」を「建設部土地対策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 号

令和 6 年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 6 年度対馬市一般会計継続費の逡次繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和6年度 対馬市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支金	県金	地方債
7 商工費	1 商工費	あそうべいパーク整備事業	453,949,000	299,407,000	0	299,407,000	145,922,700	153,484,300	153,484,300	137,300	76,247,000	77,100,000	0
	2 道路橋りょう費	市道尾浦浅藻線道路改良事業	4,822,389,000	1,222,889,000	1,827,206,000	3,050,095,000	1,888,950,500	1,161,144,500	1,161,144,500	75,372,500	562,772,000	523,000,000	0
8 土木費	6 住宅費	公営住宅等整備事業	901,627,000	467,827,000	196,406,300	664,233,300	107,068,919	557,164,381	557,164,381	138,381	69,926,000	487,100,000	0
9 消防費	1 消防費	防災行政情報伝達システム整備事業	1,367,816,000	610,518,000	0	610,518,000	609,022,000	1,496,000	1,496,000	96,000	0	1,400,000	0
10 教育費	3 中学校費	厳原中学校大規模改造（特別教室）事業	192,979,000	105,183,000	0	105,183,000	48,728,000	56,455,000	56,455,000	23,755,000		32,700,000	0
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道浜久須富浦線道路災害復旧事業	393,000,000	91,000,000	0	91,000,000	40,000,000	51,000,000	51,000,000	0	40,000,000	11,000,000	0

報告第 2 号

令和 6 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年度対馬市一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和6年度 対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特定財源	左 の 財 源 内 訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
2 総務費	1 総務管理費	庁舎通信設備等改修事業	3,689,000	3,689,000						3,689,000
		旧琴教員住宅解体事業	4,419,000	4,419,000			3,900,000			519,000
		南部住民センター屋根防水事業	5,585,000	5,585,000	5,000,000					585,000
		豆酺住民センター解体事業	52,371,000	52,371,000			52,200,000			171,000
		ジェットオイル更新支援事業補助金	49,125,000	49,125,000	49,000,000					125,000
3 民生費	1 社会福祉費	上対馬町地域福祉センターエアコン取付事業	5,087,000	5,086,400	5,000,000					86,400
		総合福祉保健センター受水槽改修事業	10,814,000	10,813,900	10,200,000					613,900
		住民税非課税世帯支援給付金	4,887,000	4,886,882			4,886,882			0
		介護施設開設事業補助金	114,804,000	114,804,000			114,804,000			0
		県単独事業負担金	200,000	200,000						200,000
6 農林水産業費	1 農業費	豊地区水源かん養ミニダム浚渫事業	2,000,000	2,000,000						2,000,000
		林業専用道難知焼松線開設事業	15,150,000	15,150,000	50,000		9,060,000	5,800,000	240,000	0
	2 林業費	林業専用道一重鳴滝線開設事業	31,550,000	31,550,000	50,000		18,900,000	12,100,000	500,000	0
		浜久須地区自然災害防止事業	4,600,000	4,600,000			2,250,000	2,100,000	225,000	25,000
	3 水産業費	対馬地区魚礁整備事業	74,259,000	74,258,620	59,770		61,798,850	12,400,000		0
		水産多面的機能発揮対策事業	4,618,000	4,617,625						4,617,625
		漁港緊急自然災害防止事業	17,100,000	17,100,000				17,100,000		0
		漁港整備事業	780,000	779,220	300,000					479,220
		尾崎漁港整備事業	168,000,000	168,000,000			137,258,250	29,900,000		841,750

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特 定 財 源	左 の 財 源 内 訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
		瀬漁港整備事業	74,015,000	74,015,000			51,001,350	20,200,000	572,842	2,240,808
		高浜漁港整備事業	119,470,000	119,470,000			97,584,975	19,700,000		2,185,025
		根緒漁港整備事業	80,998,000	80,997,025			66,133,318	13,400,000		1,463,707
		千尋藻漁港整備事業	53,737,000	53,736,300			37,510,410	14,200,000	401,898	1,623,992
		対馬漁港機能保全整備事業	182,442,000	182,441,900			139,623,520	38,600,000		4,218,380
		阿連地区漁業集落排水施設整備事業	10,000,000	10,000,000			5,000,000	4,500,000		500,000
		県営漁港工事負担金	16,817,000	16,816,831				16,700,000		116,831
		ファミリーパーク浄化槽改修事業	1,760,000	1,760,000						1,760,000
7 商工費	1 商工費	対馬地区ネコ適正飼養推進事業	3,394,000	3,394,000					3,393,000	1,000
		市道仁位貝鮎線道路改良事業	22,681,000	22,680,400	51,000		15,841,000	6,700,000		88,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道久田2号線道路改良事業	9,050,000	9,050,000	30,000		6,300,000	2,700,000		20,000
		市道小浦線道路災害防除事業	2,000,000	2,000,000			1,400,000	600,000		0
		市道尾浦線道路災害防除事業	1,188,000	1,188,000	46,000		797,000	300,000		45,000
		市道雑知知樽ヶ浜線交通安全施設等整備事業	15,900,000	15,900,000	40,000		11,060,000	4,800,000		0
		対馬市通学路緊急対策推進事業	1,376,000	1,376,000	52,000		928,000	300,000		96,000
		市道安神1号・4号線道路改良事業	40,100,000	40,100,000	2,000,000		20,000,000	18,000,000		100,000
		市道竹敷屋ヶ浦線道路改良事業	14,100,000	14,100,000				14,100,000		0
		市道内山2号線道路改良事業	19,598,000	19,597,800	90,000			19,500,000		7,800
		市道烏帽子岳線道路災害防除事業	23,482,000	23,481,600				23,400,000		81,600
		市道落土砲台線道路災害防除事業	12,800,000	12,800,000				12,800,000		0

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特 定 財 源	左 の 財 源 内 訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
		市道賀谷市内1号線排水路整備事業	15,000,000	15,000,000			15,000,000			0
		市道伊奈第2線道路災害防除事業	6,300,000	6,300,000			6,300,000			0
		市道久根田舎クボの線道路改良事業	2,700,000	2,700,000			2,700,000			0
		市道仁位嵯峨線道路舗装補修事業	3,000,000	3,000,000			3,000,000			0
		国県道整備事業負担金	3,794,000	3,793,950	3,793,950					0
		トンネル長寿命化事業	6,168,000	6,167,247	44,247	4,123,000	2,000,000			0
		橋梁長寿命化事業	43,334,000	43,333,288		29,989,000	13,300,000			44,288
		3 河川費	25,000,000	25,000,000			23,200,000	1,750,000		50,000
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	8,409,000	8,408,452			8,200,000			208,452
		4 港湾費	27,209,000	27,208,076	50,000		25,200,000			1,958,076
9 消防費		県海岸事業負担金	6,671,000	6,670,242	130,000		6,500,000			40,242
		消防本部庁舎非常用発電装置修繕事業	3,861,000	3,861,000						3,861,000
		スクーールバス待合所新築事業	9,056,000	9,056,000	30,000		7,400,000			1,626,000
		5 社会教育費	2,000,000	2,000,000						2,000,000
		対馬市交流センターイベントホール空調設備改修事業	20,671,000	20,670,800	9,600,000	10,335,000				735,800
		対馬市公会堂非常用発電機更新事業	8,024,000	8,024,000	3,500,000	4,012,000				512,000
		峰地区公民館非常用発電設備更新事業	3,740,000	3,740,000					1,125,740	2,614,260
		対馬博物館電気設備非常用バッテリー交換事業	1,896,000	1,895,843	1,800,000					95,843
		対馬博物館特別展広報物作成事業	8,024,000	8,024,000		7,832,000	100,000			92,000
		11 災害復旧費	1,000,000	1,000,000						1,000,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	7,800,000	7,800,000		5,200,000	1,600,000		1,000,000
		河川災害復旧事業	12,800,000	12,800,000		9,200,000	2,600,000		1,000,000
	3 文教施設災害復旧費	文教施設災害復旧事業	1,182,000	1,180,740					1,180,740
合 計			1,501,585,000	1,501,574,141	90,916,967	872,828,555	483,100,000	8,208,480	46,520,139

報告第 3 号

令和 6 年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について

対馬市水道事業管理者対馬市長比田勝尚喜から対馬市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和6年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越資 産の購入限度 額	説 明
						企業債	補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	市道今屋敷田淵1号線 配水管布設替工事	円 2,310,000	円	円 2,310,000	円	円	円	円 2,310,000	円 0	円 0	本工事は、配水管の布設替を行うものであるが、工事の関係者及び関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため
		水道監視システム通信改修事業	179,616,100	63,341,100	116,275,000	116,200,000			75,000	0	0	本事業は、厳原町における水道中央監視システムの機器改修を行うものであるが、資機材の製作に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため
		鶏知地区配水管改修工事	51,634,000	18,200,000	33,434,000	33,400,000			34,000	0	0	本工事は、配水管の改良を行うものであるが、配水管埋設道路の管理者である長崎県との協議に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する棚卸資 産の購入限度 額	説明
						企業債	補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
		網島浄水場緩速ろ過 池仮設改修工事	円 44,000,000	円 8,800,000	円 35,200,000	円	円 32,000,000	円	円 3,200,000	円 0	円 0	本工事は、長崎県 が実施する田川総合 流域防災工事に伴う ろ過池の改修を行う ものであるが、施工 方法の検討に不測の 日数を要したことにより、年度内の事業 完了が困難となったため
		伊奈第2線1号橋配水 管移設工事	円 3,667,000		円 3,667,000		円 3,333,636		円 333,364	円 0	円 0	本工事は、対馬市 が実施する伊奈第2 線1号橋橋梁補修工 事に伴う水道管の移 設を行うものである が、橋梁本体工事が 遅延したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったため
	合計		281,227,100	90,341,100	190,886,000	149,600,000	35,333,636	0	5,952,364	0	0	